

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 5 年 5 月 2 1 日提出

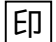
相模原市長 加 山 俊 夫



専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

相模原市長 加山俊夫 

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するもの

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。)」の次に「及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第19条及び第28条において同じ。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 14,400円

第19条第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 3,600円

第28条第1号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 10,080円

第28条第1号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,520円

第28条第2号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 7,200円

第28条第2号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,800円

第28条第3号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,880円

第28条第3号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号

エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 720円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の相模原市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 3 号関係資料

相模原市国民健康保険条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 特定同一世帯所属者に係る減額対象基準額の算定の特例の恒久化(第 1 5 条、第 1 9 条及び第 2 8 条関係)

国民健康保険税の減額対象基準額の算定に特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者で、継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)を含めることについて、移行後 5 年間に限定しているものを恒久化するもの

- (2) 特定継続世帯に係る世帯別平等割額の軽減措置の設定(第 1 5 条、第 1 9 条及び第 2 8 条関係)

特定世帯(特定同一世帯所属者を含む世帯をいう。)について、移行後 5 年を経過するまでの間世帯別平等割額を 2 分の 1 減額する現行措置に加え、特定継続世帯として移行後 5 年を経過してから 8 年を経過するまでの間世帯別平等割額を 4 分の 1 減額する措置を講ずるもの

2 施行期日

平成 2 5 年 4 月 1 日

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年5月21日提出

相模原市長 加山俊夫

写

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年4月12日

相模原市長 加山俊夫

印

平成25年度相模原市一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり定める。

理由

風しんの流行に対応し、先天性風しん症候群の発生を予防するための予防接種費用の助成に係る経費について追加計上の予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するもの

平成25年度相模原市一般会計補正予算(第1号)

平成25年度相模原市の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額244,500,000千円に歳入歳出それぞれ26,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244,526,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年4月12日

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|-------|-----------------|--------------|-----------------|
| 80 繰越金 | | 千円 2,000,000 | 千円 26,000 | 千円 2,026,000 |
| | 5 繰越金 | 2,000,000 | 26,000 | 2,026,000 |
| 歳入合計 | | 244,500,000 | 26,000 | 244,526,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|------------------|--------------|------------------|
| 20 衛生費 | | 千円 21,692,418 | 千円 26,000 | 千円 21,718,418 |
| | 5 保健衛生費 | 10,303,373 | 26,000 | 10,329,373 |
| 歳 出 合 計 | | 244,500,000 | 26,000 | 244,526,000 |